

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、消防機関として有する火災等の災害に係る知見等を踏まえ附加した行政指導事項も含まれている。

当該指導事項については、防火対象物の安全性の向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下、「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

よって、職員が関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得て初めて具現化するものであることに留意する必要がある。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規則に関する政令（昭和 34 年政令第 3 号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6) 告示とは、消防庁告示をいう。
- (7) 条例とは、和泉市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）をいう。
- (8) 条則とは、和泉市火災予防条例施行規則（昭和 38 年規則第 7 号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (11) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (12) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (13) 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (14) 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (15) 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (16) 防火設備とは、建基政令第 109 号第 1 項に規定する防火設備をいう。
- (17) 耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいう。
- (18) 準耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するものをいう。

- (19) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条第 1 項に規定する防火設備をいう。
- (20) 防火戸とは、建基政令第 109 号第 1 項に規定する防火設備（防火戸に限る。）をいう。
- (21) 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (22) 準不燃材料とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (23) 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- (24) 認定品とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- (25) 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。
- (26) 特定主要構造部とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 イに規定するもので、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建基政令で定める部分以外の部分をいう。

4 凡例

- (1) 無印：法令基準及びその解釈（行政手続指針（平成 6 年 10 月 全国消防長会（消防機関の行政手続に関する検討会）発行）による法令解釈、補完基準を含む）
- (2) ◆：指導基準のうち、消防庁の通知等を参考に定めたもの
- (3) ★：指導基準のうち、和泉市消防本部として防火安全性の向上を図ることを目的として定めたもの